

# 飛騨市特定不妊治療費助成について

## 特定不妊治療費助成とは？

特定不妊治療に要する費用の一部を助成するものです。

- 対象となる治療は・・・
  - ・体外受精、顕微受精での不妊治療
- 対象となる方は・・・
  - ①婚姻届を出している夫婦の方
  - ②助成金の交付申請をした日まで飛騨市に1年以上住所があり、引き続き飛騨市に住む意思のある方
  - ③医療保険に加入してみえる方

\*①・②・③の条件をすべて満たしていること
- 対象費用は・・・
  - ・対象となる治療にかかった費用（食事療養費を除く保険適用外の自己負担相当額に限る）
  - ・医療保険等の規定により、当該治療費に係る給付を受けた時は、その額を対象費用から差し引く
  - ・岐阜県特定不妊治療費助成を受けた場合は、その額を対象経費から差し引く
- 助成金額・回数は・・・
  - ・1回の治療につき10万円まで、1年度あたり3回を限度に通算5年間、通算10回まで

### 申請の手順

- ① 岐阜県特定不妊治療費助成制度の申請を先に行ってください。但し、明らかに対象でない場合は、市への申請のみ行って下さい。
- ② 原則として、県の申請結果（承認・不承認）を受けて、市への申請を行ってください。

### 申請に必要な書類

・申請は、治療を行った年度と同じ年度内に行ってください。

- ・飛騨市特定不妊治療費助成金交付申請書（別紙記入例を参考にしてください）
  - ・当該不妊治療費にかかる領収書
  - ・法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類（住民票等）
  - ・加入保険証の写し（夫および妻の）
  - ・飛騨市特定不妊治療費助成事業受診等証明書（市への申請のみの方に限り必要）
- <県にも申請している方は以下の書類も提出して下さい>
- ・岐阜県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
  - ・県の「承認決定通知書」あるいは「不承認決定通知書」の写し
- （但し、県への申請後、決定通知がまだお手元に届いていない場合はその旨市への申請の際申し出て下さい）

### 提出後のながれ

- ・申請後、審査が行われ『交付決定通知書』または『不交付決定通知書』が送付され、交付決定となった方には指定の金融機関の口座に助成金が振り込まれます。



#### 提出先・お問い合わせは

飛騨市 健康課 健康推進係

古川町保健センター（0577-73-2948）

神岡町保健センター（0578-82-2233）